

金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

《中小企業者》

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

中小企業者	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	106	259	389	473	570	689	804	880	964	1,048	1,078	1,111	1,145	1,177
うち、実行に係る貸付債権の数	30	198	320	393	509	600	727	797	898	959	1,008	1,039	1,075	1,108
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	7	7	19	19	21	22	24	24	24	25	25	25	25
うち、審査中の貸付債権の数	75	37	39	29	9	35	22	23	2	25	5	7	5	4
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	17	23	32	33	33	33	36	40	40	40	40	40	40

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位:百万円)

中小企業者	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	1,500	3,424	5,196	6,160	7,732	9,194	11,534	12,615	14,209	15,264	15,966	16,469	16,760	17,241
うち、実行に係る貸付債権の額	328	2,833	4,321	5,151	6,902	7,791	10,450	11,452	13,170	13,969	14,787	15,266	15,528	16,048
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	67	67	312	312	342	495	508	508	508	638	638	638	638
うち、審査中の貸付債権の額	1,170	370	589	357	117	660	189	186	3	259	13	37	66	26
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	153	218	339	399	399	399	467	527	527	527	527	527	527

《住宅資金借入者》

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

住宅資金借入者	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	11	16	17	24	27	34	37	37	41	45	45	45	49	52
うち、実行に係る貸付債権の数	2	12	13	19	21	22	29	29	31	35	35	35	37	40
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3
うち、審査中の貸付債権の数	9	1	1	2	2	6	1	0	2	2	0	0	2	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	2	2	3	4	4	5	5	5	7	7	7	7

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位:百万円)

住宅資金借入者	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	108	163	174	313	333	393	429	429	456	478	478	478	503	532
うち、実行に係る貸付債権の額	21	125	132	241	282	297	346	346	357	393	393	393	409	421
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	5	5	5	5	9	39	39	39	39	39	39	39	39
うち、審査中の貸付債権の額	86	6	10	41	10	46	1	0	17	2	0	0	8	25
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	24	24	24	34	41	41	42	42	42	45	45	45	45